改正後

（定義）

第二条　［略］

［一～五　略］

六　緊急時連絡網整備等事業　次に掲げる事業をいう。

イ　所在都道府県等と国の機関、所在市町村等（当該所在都道府県等の区域に含まれるものに限る。）及び避難住民を受け入れることとなる都道府県とを結ぶ電気通信設備であつて、緊急時において連絡の用に供するためのものの設置及び維持に係る事業

ロ　［同上］

七　［同上］

八　緊急時対策調査・普及等事業　緊急時における住民の安全の確保に関する調査に係る事業並びに緊急時における安全の確保に係る知識の住民に対する普及に係る事業及び緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得に係る事業（実地に行うものを含む。）をいう。

九　［略］

［号を削る。］

十‖　［略］

（交付の対象）

第三条　内閣総理大臣は、所在都道府県等に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、緊急時連絡網整備等事業、防災活動資機材等整備事業、緊急時対策調査・普及等事業又は緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付の期間）

第四条　［略］

［一～四　略］

［号を削る。］

2　［略］

（交付金の額）

第五条　［略］

［一～四　略］

［号を削る。］

2　［略］

（交付の決定）

第七条　［1・2　略］

3　前項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの費用の配分を含むものとする。

［一～三　略］

改正前

（定義）

第二条　［同上］

［一～五　同上］

六　緊急時連絡網整備等事業　次に掲げる事業をいう。

イ　所在都道府県等と国の機関並びに所在市町村等（当該所在都道府県等の区域に含まれるものに限る。）とを結ぶ電気通信設備であつて、緊急時において連絡の用に供するためのものの設置及び維持に係る事業

ロ　［同上］

七　［同上］

八　緊急時対策調査・普及等事業　緊急時における住民の安全の確保に関する調査（第十号に掲げるものを除く。）に係る事業並びに緊急時における安全の確保に係る知識の住民に対する普及に係る事業及び緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得に係る事業（実地に行うものを含む。）をいう。

九　［同上］

十‖　避難経路充実強化等調査事業　災害対策基本法第二条第十号に掲げる地域防災計画に位置付けられた緊急時における避難経路の具体化・充実化等の検討に係る調査研究事業をいう。

十一　［同上］

（交付の対象）

第三条　内閣総理大臣は、所在都道府県等に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、緊急時連絡網整備等事業、防災活動資機材等整備事業、緊急時対策調査・普及等事業、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業又は避難経路充実強化等調査事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付の期間）

第四条　［同上］

［一～四　同上］

五‖　避難経路充実強化等調査事業に係る交付金　基準年度の三年前の会計年度の開始の日から終了年度の末日までの期間

2　［同上］

（交付金の額）

第五条　［同上］

［一～四　同上］

五‖　前条第一項第五号に掲げる交付金　毎会計年度五千万円

2　［同上］

（交付の決定）

第七条　［1・2　同上］

3　前項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの費用の配分を含むものとする。

［一～三　同上］